

(付則)	2002年10月1日	一部改正	2009年4月1日	一部改正
	2005年4月1日	一部改正	2014年4月1日	一部改正
	2007年4月1日	一部改正	2016年10月1日	一部改正
	2019年6月1日	一部改正	2020年2月24日	一部改正
	2022年10月1日	一部改正		

## 京王自動車株式会社

・対象利用額のうち、プレゼント額に達しない部分および、プレゼント額との差分は、次回の集計期間に繰り越されます。

・対象利用額の有効期間は、集計期間6期分(最大3年間)です。有効期間を過ぎた対象利用額は集計から除外されます。

### 2-4 対象利用額の訂正

会員、当社のいずれの責による場合でも、当社は規約等に従って集計された利用額と齟齬のある場合は、適正な対象利用額に訂正する権利を有します。

### 2-5 プレゼント内容

上記方法により集計されたタクシー利用額・自動車整備利用額の合計金額100円につき2ポイント(100円未満端数切り捨て)とし、ポイントに応じて景品を送ります。会員からの景品交換申請は不要です。景品内容は以下の規定に従い、当社がポイントに応じ判断するものとします。

- |                          |                                  |
|--------------------------|----------------------------------|
| ① 500ポイントで 500円相当の景品     | ② 1,000ポイントで 1,000円相当の景品         |
| ③ 1,500ポイントで 1,500円相当の景品 | ④ 2,000ポイントで 2,000円相当の景品         |
| ⑤ 3,000ポイントで 3,000円相当の景品 | ⑥ 以後、1,000ポイントごとに 1,000円相当の景品を追加 |

※12,000円相当の景品を上限とします。

### 2-6 合算不可

積算されたポイントを会員間で共有、合算することはできません。ただし、後記のファミリー会員については、その特典として登録している会員間でポイントを合算することとします。会員の死亡時は、生計を同一にする親族のうち配偶者または一親等の範囲の者は所定の手続きにより会員のポイント残高を相続することが可能です。

また、1回に限り、生計を同一にする親族のうち配偶者または一親等の範囲の者は所定の手続きにより会員のポイント残高を引き継ぐことが可能です。

## 第3章 ファミリー会員について

### 3-1 ファミリー会員

・ファミリー会員とは、1-2条で当社が認めた個人会員のうち、所定の方法によりファミリー会員登録を申し込み、当社が登録を認めた方をいい、親会員と子会員から構成されるものをいいます。

・親会員とは、本規約を承認のうえ、当社がファミリー会員として登録することを認めた「家族」の代表者1名をさします。

・子会員とは、親会員の「家族」が本規約を承認のうえ、親会員を通じて所定の方法によりファミリー会員の登録を申し込み、当社が登録を認めた方をいいます。なお、子会員の登録は最大3名までとします。

・本規約における「家族」とは、親会員を基準として親会員と生計を同一にする親族のうち配偶者または一親等の範囲の者をさします。ただし、親会員と名字が異なる場合には、親会員と同居していることを条件とします。

・ファミリー会員の登録には、各個人ごとの承諾が必要となります。これらの承諾がなかったことによる損害について、当社はその責を一切負わないものとします。なお、必要に応じて「家族」であることの証明を求める場合があります。

・ファミリー会員の資格は、ファミリー会員の登録手続きが完了した日から有効とします。

### 3-2 ファミリー会員のポイント合算とプレゼント送付

・当社はファミリー会員間のポイントを合算し、ポイントに応じて2-5条で定めるプレゼントを親会員に送付します。

またファミリー会員に関わる通知または送付資料は原則として親会員宛てに送付するものとし、親会員あての通知・

送付をもって子会員全員に対しても通知・送付されたものとみなします。

・ファミリー会員が所有する各ポイントは有効期限が近いポイントから集計します。

## 「京王自動車個人会員」規約

### 第1章 総則

#### 1-1 目的

京王自動車株式会社(以下「当社」といいます)は、当社タクシー・自動車整備のご利用に際し、そのご愛顧にお応えするために、プレゼントおよびその他の特典が付く京王自動車個人会員制度(以下「本制度」といいます)を運営します。

#### 1-2 会員

・本制度は当社タクシー・自動車整備をご利用なさる方を対象とし、当社が認めた個人を会員とします。

・入会にあたっては、必要事項を漏れなく正確に申告し、当社に申し込む必要があります。

・会員資格は、当社が入会を認め当社システムに正しく入会登録処理が済んだ時点で生じます。

・会員は、本規約を理解、承認した上でこれに従うものとします。

#### 1-3 会員証

・当社は第1-2条にて会員と認めた方に、会員証として「個人会員カード」(以下「当カード」といいます)を発行します。当カードの発行は1名1枚とします。

・会員は当カードの所定欄にすみやかに自己の署名を行わなければなりません。

・当カードは本人のみが使用でき、他人への貸与、譲渡、担保提供、またはカード情報を使用させてはなりません。

・当カードでの代金・料金の支払はできません。

・会員証の有効期間は、入会の日からその日以降最初にむかえる9月30日または3月31日までとし、当社が引続き会員として適当と認めた場合には、以降半年間ずつ自動更新するものとします。

#### 1-4 会員証の提示

・会員が本制度の特典を受けようとするときは、タクシー精算時・自動車整備受付時に会員証を提示しなければなりません。提示なき場合の後日処理はいたしません。

#### 1-5 会費

無料とします。

### 第2章 プレゼントの進呈

#### 2-1 進呈方法

会員が集計期間中に当社タクシー・自動車整備を利用した金額からポイントを算出し、そのポイントに応じて景品をプレゼントします。ご利用額の加算日付は代金支払処理日もしくは入金日等、当社システムに記録された日とします。

#### 2-2 集計対象利用額

##### (1) タクシーの場合

・対象利用額は、当社タクシー車両ご利用による乗車料金(消費税、道路使用料および駐車料の立替金は除く)のお支払額です。

・一回の精算でクレジットカードと他の支払方法を併用した場合、対象利用額はクレジットカードにより支払った金額のみとします。

・貸切りタクシー利用時の運営方法は、別の規約により定めます。

##### (2) 自動車整備の場合

・対象利用額は、当社整備工場における車検・点検・一般整備・钣金・塗装(車検の諸費用・交換部品処理委託費・材料費・消費税を除く)のお支払額で、500円以上の場合です。

#### 2-3 集計期間

・集計期間は毎年4月1日から9月30日と10月1日から翌年3月31日のそれぞれ半年間(年間2回)です。

### 3-3 ファミリー会員退会

・親会員がファミリー会員から退会する場合は、所定の手続きにより、ファミリー会員をいつでも退会することができます。(個人会員は継続します。)なお、親会員の交代を行わず、親会員がファミリー会員から退会した場合、子会員も自動的に退会になります。また子会員も所定の手続きにより、ファミリー会員をいつでも退会することができます。

### 3-4 ファミリー会員届出事項の変更

・ファミリー会員が当社に届け出た内容(氏名、住所等)に変更が生じた場合、当社本社へ届け出るものとします。

なお、必要に応じて「家族」であることの証明を求める場合があります。

## 第4章 その他特典について

### 4-1 特典内容

・当社整備工場における自動車整備(車検・点検等)時に当カードを提示することで、整備工賃 10%割引をします(板金・塗装・車検の諸費用を除く)。

・会員は当社整備工場にて日常点検整備を無料で受けることができます。

・会員限定のキャンペーンに応募することができます。

・当カードの特典について、他のご優待との併用はできません。

### 4-2 特典に関する制限

・会員は、提供された特典をいかなる形でも第三者に譲渡・売買および交換することを禁止します。

・会員に提供するすべての特典について、当社は、紛失・盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また、特典の発送以降、配達中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、当社はそれを補償するいかなる責任も負いません。

## 第5章 その他

### 5-1 個人情報の保護

当社は、会員より提供された個人情報を以下のとおり取り扱います。

#### (1) 個人情報の利用目的

会員より提供された個人情報は、以下の目的のために利用します。なお、個人情報の一部または全部を提供していただけない場合には、会員は本規約に定めるサービスの提供を受けられないことがあります。

①本規約で定められた会員サービスの提供およびキャンペーン景品等の送付

②当社のタクシー配車業務(目的地までの搬送を含む)

③当社および京王電鉄株式会社を中心とする企業グループ(以下、「京王グループ各社」という)のサービスご利用状況調査、アンケート送付およびその分析

※京王グループ各社の一覧につきましては、ホームページ <https://www.keio.co.jp> をご参照ください。

④当社・京王グループ各社の商品・サービス情報のお知らせ

#### (2) メールサービスについて

・会員は、当社個人会員に登録いただく際にお知らせいただく個人情報等を、(株)パイプピッツの電子メール配信等のASPサービスを利用して登録することに了承されたものとします。

#### (3) 個人情報共同利用について

・当社は会員の個人情報およびご利用状況について、京王グループ各社と共同利用することがあります。この場合の利用目的は、上記

(1)③④のとおりです。

#### (4) 個人情報の照会・訂正および利用停止について

会員は当社に対し、自らの個人情報の照会・訂正および利用停止を請求することができます。請求の方法その他の詳細は本社個人会員担当までお問い合わせ下さい。

### 5-2 登録内容の変更届出義務

・会員は下記の場合、当社本社へ届け出るものとします。

①申告内容(住所・氏名等)に変更が生じた場合

②当カードの盗難・紛失等、当カードが利用できなくなった場合

③脱会する場合

・会員からの届出の不備、誤り、未達等により生じた会員の不利益に対して、当社は一切責任を負いません。特典を送付できなかった場合、特典は直ちに無効となります。ただし、第2章に定めるプレゼントが送付できなかった場合は当社にて3ヶ月間保管し、その後無効となります。

・届出の不備により対象利用額を加算できなかった場合、後日加算処理することはできません。

### 5-3 送付書類の取扱

当社宛にご送付いただいた書類を管理・処分する権利は当社に帰属するものとし、返却いたしません。必要書類の場合はコピーをおとりのうえ、原本を送付してください。

### 5-4 合意管轄裁判所

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社本社所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 5-5 脱会

・会員は、次のいずれかに該当したときは本制度の会員資格を喪失させることがあります。

①会員より脱会の申入れがあったとき。

②会員が信用失墜行為等により会員としてふさわしくないと当社が認めたとき。

・3年間連続して対象利用額がなかった会員については、当社は会員登録を抹消することがあります。

・資格を喪失した会員については、その時点ですべての対象利用額および特典は失効します。

### 5-6 規約の変更

本規約はお客様の要望や便宜上から変更することがあります。最新の規約内容および告知内容は、すべて今までの規約および告知に、優先するものとなります。

以上